

地方独立行政法人大阪府立病院機構 個人情報の取扱及び管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）第58条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の用語の意義は、条例及び大阪府個人情報保護条例施行規則（平成8年大阪府規則第83号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(個人情報取扱事務総括者等の設置)

第3条 個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、本部の事務局に個人情報取扱事務総括者（以下「総括者」という。）、各病院に病院個人情報取扱事務総括者（以下「病院総括者」という。）を置く。

2 総括者の事務を補助させるため、本部の事務局に個人情報取扱事務補助者（以下「補助者」という。）を置く。

3 病院総括者の事務を補助させるため、各病院に病院個人情報取扱事務補助者（以下「病院補助者」という。）を置く。

4 病院内各部門（地方独立行政法人大阪府立病院機構組織規程第13条第8項に規定する部局等及び診療科等。以下「各部門」という。）における個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、各部門に個人情報取扱事務主任者（以下「主任者」という。）を置く。

5 総括者は本部事務局長の職にある者、補助者は本部の事務局のマネージャーの職にある者をもって充てる。

6 病院総括者は総長、院長、副院長若しくは事務局長の職にある者の中から総長又は院長が指名することとし、病院補助者は事務局の総務・人事グループのリーダーの職にある者、主任者は各部門の長をもって充てる。

(総括者等の事務)

第4条 総括者及び補助者は、次に掲げる事務（次条に規定する病院総括者及び病院補助者の事務に属するものを除く。）を行う。

- 一 法人における個人情報の管理に関する事務を総括すること。
- 二 本部の事務局における個人情報の収集及び利用・提供の事務の総括に関すること。
- 三 本部の事務局における個人情報の適正管理に関すること。
- 四 本部の事務局における個人情報保護研修の実施に関すること。

(病院総括者等の事務)

第5条 病院総括者及び病院補助者は、次に掲げる事務を行う。

- 一 各病院における個人情報の収集及び利用・提供の事務の総括に関すること。
- 二 各病院における個人情報の適正管理に関すること。

三 各病院における個人情報保護研修の実施に関すること。

- 2 病院総括者は、前項の事務を行うに当たって、疑義等が生じた場合は、総括者と協議するものとする。

(個人情報の取扱いにおける協議)

第6条 本部の事務局又は各病院において、個人情報の取扱いに関して疑義がある場合は、第3条第1項から第4項まで規定する者に協議するものとする。なお、必要に応じ、大阪府知事と協議するものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第7条 本部の事務局及び各病院において、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、条例第6条に基づき、規則第3条に定める個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 本部の事務局及び各病院において、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。
- 3 登録簿の作成及び修正については、大阪府の個人情報取扱事務登録簿作成要領（平成8年9月30日制定）によるものとし、各病院において登録簿の作成又は修正を行ったときは、登録簿の写しを添付し、総括者に届けなければならない。個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を総括者に届けなければならない。

(収集の制限)

第8条 個人情報を収集するときは、地方独立行政法人大阪府立病院機構の業務（地方独立行政法人大阪府立病院機構定款第18条に定める業務をいう。）を遂行する目的のため必要な場合に限り、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を、法人において利用し、又は法人以外のものに提供してはならない。ただし、条例第8条第1項ただし書の規定により、個人情報取扱事務の目的以外に利用し、又は提供する場合は、その目的達成のため必要最小限の範囲の情報に限定するものとする。

- 2 前項ただし書の規定により、カルテ等の診療情報を提供する場合の取扱いについては、別に定める。

(適正管理等)

第10条 個人情報取扱事務の担当職員（以下「担当職員」という。）は、その事務において収集した個人情報の適切な管理のため、行政文書で個人情報が記録されたもの（以下「法人文書」という。）については、必ず定められた保管庫等で保管しなければならない。とりわけ、条例第7条第5項各号に規定する個人情報（センシティブ情報）が記録された法人文書については特に厳重に保管するものとする。

- 2 個人情報が記録された法人文書を本部の事務局又は各病院の外部に持ち出して

はならない。ただし、業務遂行上、やむを得ず外部に持ち出す必要がある場合については、あらかじめ、本部の事務局にあっては補助者、各病院にあっては主任者の承認を得るものとする。

- 3 総長又は院長は、個人情報記録された法人文書について、病院内における取扱場所、取扱手続、取り扱うことができる職員その他の適切な管理に必要な事項を別に定めることができる。
- 4 各病院において、電子化された個人情報を取り扱う場合は、必ず指定された電子計算機を使用するものとする。この場合において、総長又は院長は、当該電子計算機の使用、管理に必要な事項を別に定めなければならない。
- 5 担当職員は、電子計算機による個人情報の取扱いに係るパスワード及びIDカードを厳重に管理しなければならない。
- 6 補助者、病院補助者及び主任者は、第1項から前項までに規定する内容が適切に実施されているのかどうかを点検し、個人情報が適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(委託等に伴う措置等)

第11条 個人情報取扱事務を外部の者に委託する場合は、条例又は規則に定めるもののほか、大阪府の個人情報取扱事務委託基準によるものとする。

2 個人情報取扱事務を派遣労働者によって行わせる場合は、補助者、病院補助者及び主任者は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第12条 個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の保有情報の安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、その事実を知った担当職員は、速やかに補助者(各病院にあっては病院補助者及び主任者)に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた補助者、病院補助者又は主任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括者(各病院にあっては病院総括者)に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合は、直ちに当該事案の内容について報告するものとする。この場合において、各病院にあっては病院総括者を通じて、総括者に報告するものとする。

3 総括者及び病院総括者は、前項ただし書の報告を受けた場合は、当該報告に係る事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。

4 補助者、病院補助者及び主任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

(研修の実施)

第13条 各病院補助者は、必要に応じ、病院内で個人情報を取扱う業務を担当する職員に対し個人情報保護に関する研修を実施するものとする。

2 補助者は、必要に応じ、本部の事務局で個人情報を取扱う業務を担当する職員に対し個人情報保護に関する研修を実施するとともに、各病院補助者が前項の研修を実施するにあたって必要な助言等を行うものとする。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、法人が取り扱う個人情報に関する条例の施行に関し必要な事項については、知事が取扱う個人情報の例による。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。